

山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務委託仕様書

1. 委託業務名

山形県高等学校 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務(以下、「本業務」という)

2. 業務の目的

山形県(以下、「県」という)では公立及び私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部(以下、「高等学校等」という)を対象に、デジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図ることを目的として域内横断的な取組を実施する。本業務では公募要領1.(1)に定める事業の目的・内容を実現するための企画・運営を行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4. 本仕様書の位置付け

本仕様書は、山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務に関する仕様を定めたものである。本仕様書に記載された要件は原則としてすべて実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を県が了承した場合は、要件を満たしたものとする。

5. 事業の概要

(1)事業内容

以下の要素を組み込み、年間を通した「本県の情報教育を発展させる」持続可能な取組を実施する。イ～ニについては必須とするが、ホ、ヘについては、委託費の上限を超えずに実現可能である場合に実施する。

- イ 情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間又は情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目等を担当する教師の指導力、専門性の向上のための、大学や企業等と連携したカリキュラムや指導法、評価法等に関する教師研修等の実施
- ロ 域内の採択校における本事業の成果普及、充実のため、採択校の教師等を対象に取組事例の横展開、課題の共有、大学教員等の専門人材を交えた課題解決に向けた協議等の取組事例発表会・研究協議会の実施
- ハ 域内の高等学校等の在籍生徒を対象に学習段階に応じ、生徒の興味関心を引き出す大学や企業等と連携した実践型のデジタル人材育成講座、デジタルを活用した課外活動等の実施
- ニ 域内の採択校の在籍生徒を対象としたコンテスト等の取組成果発表会の実施、取組成果発表会における大学教員等の専門人材からの助言の実施。
- ホ 域内の採択校における取組状況の進捗把握を行い、高等学校の情報教育等に知見を有する大学教員等からの指導・助言等採択校の取組を充実するための取組

へ その他本事業の趣旨を踏まえた高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実のための取組

(2) 施策の形式

リアル、オンライン、オンデマンド等を駆使して最も成果の上げられる形式とする。

(3) 参加対象者及び人数

公立・私立・特別支援学校および DX ハイスクール採択校・非採択校の位置づけを明確にした上で、可能な限り幅広く、多くの高等学校関係者を対象とする。

(4) 期間

契約締結日～令和8年3月 31 日

(5) 履行会場・設備

山形県内会場での実施とする。

(オンライン、オンデマンドによる実施の場合、その限りではない)

6. 委託業務の内容

(1) 基本的な考え方

イ 別紙1「山形県高校教育 DX 発展プロジェクト」の実現に向けた企画・運営とすること。

ロ 受注者は、業務遂行に当たり、県と十分な打合せを行い、その指示を受けると共に、業務の進捗状況を定期的に発注者に報告すること。なお、会議体の実施計画や実施方法について、提案書に含めること。

ハ 受注者は、委託業務の実施に当たっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の労働関係法案を遵守すること。

(2) 業務内容

イ 事業の企画

・山形県高等学校等 DX 加速化推進にむけた域内横断的な取組事業企画・運營業務委託仕様書(以下、「本仕様書」という)に基づき、事業の全体構想・特に重視する企画・運営上の配慮等を明確にした企画書を作成する。

・企画書には、組織概要、業務実施体制、業務スケジュール、予算案などを含めること。

ロ 各取組に対する準備業務

・実施計画の策定 : 各取組の目的、内容に応じた詳細な実施計画を作成する。

・関係機関との調整 : 山形県内の企業、大学を含む産・官・学連携の協力体制を構築した上で、役割分担を明確にする。

・会場、設備の手配 : 各取組の会場の手配、オンラインの場合は適切な配信環境を整備する。
必要機材の準備、確認、会場への搬入。

・講座、研修講師手配 : 情報・プログラミング教育で大学における講義実績をもつ有識者とする

・教材、資料の作成 : 研修教材、進行台本、参加者向け資料等を作成し、事前に配布する。

※使用する研修教材、研修、資料等のテキスト内容は県と協議の上、講座・研修・イベント実施初日の1週間前までに完成させること。なお、内容はその全部または一部を庁内で共有する。

・広報、参加者募集：高等学校等への周知を行い、申込受付・問合せ対応を行う。

ハ 各取組の運營業務

- ・会場準備・設営：施設・設備(会場、照明、空調、音響、映像、通信環境等)の確認
ステージ、登壇者席、観客席の配置。受付・案内・控室の設置。
会場案内表示(会場地図、タイムスケジュール等)の掲示
- ・受付・入場管理：受付業務(参加者、登壇者、関係者、メディア等の対応)
手荷物・クローク対応、動線整理(入場時の誘導、警備配備)
- ・イベント進行管理：司会・進行管理、タイムスケジュール管理、ステージ・映像・音響管理
- ・参加者サポート：質問・問合せ対応、体調不良者・急病人対応等
- ・トラブル対応：機材トラブル、落とし物、盗難、参加者同士のトラブル対応等
- ・撤収作業：機材の片付け、会場の原状回復

二 事業の効果測定

- ・参加者フォロー：アンケート回収・集計
- ・報告書作成：イベント成果報告、運営上の課題と改善施策等をまとめ、結果報告書を作成すること。アンケート等を実施した場合は、収集した元データも提出すること。

7. 成果物

次の書類等を紙媒体及び電子データで提出すること。内容は県と協議し、承認を得たものを提出すること。文書ファイル形式は、Microsoft Office 2016 以上の Word、Excel、PowerPoint などの形式で提出すること。また、全て PDF 形式に変換したのもも提出すること。

No	提出物	内容	納入期限
1	業務実施計画書	実施方針、業務実施体制、業務スケジュール等	契約締結後速やかに
2	イベント結果報告書	6(2)のイベントに関する記録等	イベント後 10 営業日以内
3	議事録	会議時の議事録	会議後5営業日以内
4	業務完了報告書		業務完了時
5	その他	県が打ち合わせの中で必要とした書類等	適宜

8. 全体的事項

(1) 作業場所等

- ・業務の作業場所および業務の実施に必要な設備については、県から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること

- ・山形県庁舎内において作業を行う場合は、「山形県庁内管理規則」等の県庁舎管理に係る規定を遵守し、場所の使用に係る一切の事項について県の指示に従うとともに、作業従事者の品位の保持に努めること。
- ・山形県庁舎内における業務の実施時間は、打合せ等の開始時間や進捗状況等による。
- ・山形県庁舎へ来庁を要請する日以外は、本業務のために業務従事者の事業所等への常駐や待機を行う必要はないが、電話やメール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

(2) 使用物件・資料

- ・業務の実施にあたり、必要と認められる資料等については貸与する。ただし、善良な管理者の注意義務をもってこれを保持し、県の承諾なく第三者に公表又は貸与してはならない。
- ・プロジェクト完了等により県が使用させた資料および帳票等が不要になった場合、当該資料を県に返却すること。資料等を複写している場合は複写物を破棄するとともに、破棄した旨書面で報告すること。

(3) 費用負担

本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要な経費およびその他の一切の経費は、原則として本委託業務に含むものとする。

(4) 機密保持

受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、県から取得した資料(電子媒体、文書、図書等の形態を問わない。)を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ・取得した時点で、既に公知であるもの
- ・取得後、受注者の責によらず公知となったもの
- ・法令等に基づき開示されるもの
- ・県から秘密でないと指定されたもの
- ・第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県と協議の上、承認されたもの

(5) その他

- ①本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項および仕様書等の解釈に疑義が生じた場合は、遅延なく県と受注者が協議して定めるものとする。
- ②受注者は、民法(明治29年法律第89号)、刑法(明治40年法律第45号)、著作権、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)等の関係法令を遵守すること。
受注者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- ③受注者は、業務の責任者については、正規職員や社会保険被保険者を配置すること。
- ④受注者は、契約期間終了後、県から本業務に関し照会があった場合は、その照会に適切に応じること。なお、照会に応じる期間は、本業務契約終了の日から1年間とする。

9. 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって県に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 受注者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを県に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (3) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。
- (4) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、県と受注者で協議の上進める。

10. 契約に関する条件等

(1) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用については、受注者の負担とする。

(2) 業務の履行に関する措置

- ① 県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ② 受注者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受注者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。

山形県

山形県高校教育DX発展プロジェクト

取組内容①（5.（1）イ関連）

教員向け「情報Ⅱ」研修

次世代授業づくり
ワークショップ

情報Ⅱ等の開設に向けた、
「情報」担当教員の育成

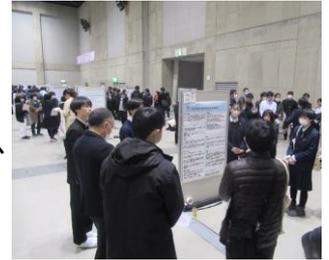


取組内容②（5.（1）ロ関連）

DXハイスクール取組事例発表会

山形県高校DXキャラバン

取組事例を横展開することで、
山形県における教育DXの
更なる推進を図る



山形県内の

デジタル人材育成

取組内容③（5.（1）ハ関連）

生徒向け情報特別講座

Tech Frontier Camp

山形の今後を担うデジタル
人材の発掘・育成



取組内容④（5.（1）ニ関連）

DXハイスクール校の祭典

Yamagata
DX Highschool GP

学校、教員・生徒の情報教育
、教育DXに対する機運醸成

